

**電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置及び認定電気通信事業者
の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱指針**

制 定 平成28年9月9日
最近改正 令和6年3月18日

1 趣旨

電気事業者が送電用若しくは配電用の施設（電線の支持物及び開閉所に限る。）
、送電用若しくは配電用の電線を架設するための装置又はこれらの施設若しくは装置
を設置するために必要な道路若しくは索道の敷地に供するため、又は認定電気通信事
業者が有線電気通信のための線路、空中線系若しくは中継施設又はこれらの施設を設置
するために必要な道路若しくは索道の敷地に供するために農地を転用する場合には、農地
法（昭和27年法律第229号）の許可は第4条、第5条ともに許可不要とされている。

この取扱いは、農林水産省と当時の事業者の監督官庁である通産省（現：経済産業
省）又は総務省との取り決め（*下記（注1、2）参照）に基づき、電気事業者又は認定
電気通信事業者と農林水産大臣又は都道府県知事との間において農業上の土地利用との
調整を十分行うことを前提としてなされている。また、無秩序な施設の設置は農業上の
土地利用に支障を来すおそれもあり、用地取得前に農業上の土地利用との調整を十分に
行う必要があることから、神奈川県における調整方法等の取扱いについて平成22年に定
められた。平成28年11月1日付で神奈川県から横浜市に農地法第4条及び第5条の権限
移譲を受けることから、横浜市における調整方法等の取扱いについて定める。

（注1） 電気事業者の行う農業上の土地利用との調整については、「農地法施行規則第5
条および第7条の一部改正について」（昭和45年10月7日45農地B2921号・農林省農
地局長通達）参照。

（注2） 「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取扱いについて
」（平成16年6月2日付け総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課企画係長事務
連絡）参照。

2 調整の対象

横浜市の農地に電気事業者が行う送電用電気工作物等の設置及び認定電気通信事
業者が行う中継施設等の設置

（注1） 調整を行う主体は電気事業者及び認定電気通信事業者（携帯電話会社等）であ
り、中継施設等を設置する子会社や下請業者等ではない。

（注2） 市街化区域内農地については、調整対象としない。

（注3） 4ヘクタールを超える農地転用の場合は、農林水産省関東農政局長と調整を
行う。

3 許可不要（調整の対象）の施設の範囲

(1) 電気事業者の行う施設

送電用若しくは配電用の施設（電線の支持物及び開閉所に限る。）
、送電用若しくは配電用の電線を架設するための装置又はこれらの施設若しくは装置を設置
するために必要な道路若しくは索道

- (2) 認定電気通信事業者が設置する施設、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む。）若しくは中継施設又はこれらの施設を設置するために必要な道路若しくは索道。なお、「有線電気通信のための線路」とは、具体的には電線、電柱、支線、支柱、支線柱、とう道、管路、ハンドホール、マンホール等の工作物をいい、「空中線系（その支持物を含む。）」とは無線鉄塔等の工作物、「中継施設」とは電話中継所、無線中継所等の施設をいう。

(注) 上記(1)(2)以外の仮設資材置場、仮設進入路については許可不要とはならず、別途転用許可が必要となる。なお、「施設を設置するために必要となる道路若しくは索道」とは、施設の管理用道路として施設の維持管理に必要な通路に限られる。

4 調整手続（市長との調整の場合）

- (1) 事業者の調整の受付窓口は、農地を所管する農業委員会とする。
- (2) 調整に当たっては、次の書類の提出を求める。
- ア 事業計画書（別紙様式）
 - イ 候補地が明確に示された位置図
 - ウ 施設の配置図、平面図、立面図
 - エ 土地の登記事項証明書（全部事項証明書）
 - オ 認定電気通信事業者認定書の写し又は認定が確認できる書類
 - カ 委任状（認定事業者からの委任がわかるもの）
- (3) 農業委員会は事業者から相談等を受けた場合には、候補地について次の事項を確認し、必要に応じて関係部局との調整を行う。
- ア 農業振興地域内農地の有無
 - イ アに該当する場合、農用地区域内農地の有無
 - ウ イに該当する場合、農用地区域の除外の可否
 - エ 候補地又は周辺地における農業関係公共事業の実施の有無
- (4) 農業委員会は、上記(3)について確認した結果をもって、事業者には事業計画書の作成を指導し、事業計画書及び図面等をみどり環境局農政推進課に送付の上、協議を行う。
- (5) みどり環境局農政推進課は、提出された事業計画書等により農業上の土地利用に支障がないかを審査し、必要に応じて関係部局との調整を行う。
- (6) みどり環境局農政推進課は、上記(5)の結果、候補地の移転又は調整措置が必要と判断した場合には、事業者はその旨を連絡し、事業計画書の再提出を求めるものとする。
- (7) みどり環境局農政推進課は、調整を了したときは、認定電気通信事業者に対し、農業委員会を経由して、事業計画書に受理印を押印した写しを交付する。

附 則

この指針は、平成28年11月1日から施行する。

この指針は、令和6年4月1日から施行する。

(別紙様式)

事業計画書

年 月 日

横浜市長

(電気事業者又は認定電気通信事業者住所・名称)
(代表者)

(※権限が委任されている場合には支店(支店長)等)

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的
- 3 事業計画の概要
- 4 計画地の概要

土地の所在・地番	登記地目	台帳地目	面積(m ²)	農用地の有無	権利の種類	備考

(注1) 土地の所在・地目・面積等を一筆毎に記載する。

(注2) 筆の一部の転用の場合は、面積欄には転用面積を記載し、備考欄には「〇m²のうちの一部」と記載する。併せて、転用する部分を特定した測量図面を添付する。

- 5 計画に関する農業関係公共事業(事業ごとに記載)
 - (1) 事業主体
 - (2) 事業の種類
 - (3) 施行面積
 - (4) 施行の時期
 - (5) 計画地に関する面積
 - (6) 計画地に関する施設の種類及び数量
 - (7) その他
- 6 調整措置
 - (1) 農業施設との調整措置
 - (2) 受益面積減による調整措置
 - (3) 農薬散布等農作業に対する障害に関する調整措置
 - (4) 用地提供者に対する生活再建措置を必要とする場合はその措置
- 7 添付図面等
 - (1) 位置図(候補地が明確に示されたもの)

- (2) 施設の配置図平面図・立面図
- (3) 土地の登記事項証明書（全部事項証明書）
- (4) 認定電気通信事業者認定書の写し又は認定が確認できる書類
- (5) 委任状（認定事業者からの委任がわかるもの）